平成２８年度３学期における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成２９年１月２１日～平成２９年４月２１日（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、１０件（１０名）の懲戒処分を行った。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 |  | ２ | ３ |  | ５ |
| 支援学校 |  |  | １ | １ | ２ |
| 中学校 |  |  | ２ | １ | ３ |
| 小学校 |  |  |  |  | ０ |
| 合　計 | ０ | ２ | ６ | ２ | １０ |

（１）一般服務関係…６件（６名）

①体罰…４件（４名）

　ア　府立支援学校　男性講師（２８歳）『減給１月２１日（減給３月相当）』

　　　　平成２８年１１月、ランニングの指導中、男子生徒から拳で左胸を叩かれたことで感情的になり、当該男子生徒の胸元を掴み、足をかけて押し倒した。

　　　　さらに、同講師は、当該男子生徒の胸元を掴んで立ち上がらせ、再度、同様に押し倒す体罰を行った。

　イ　市立中学校　男性指導教諭（５５歳）『減給３月』

　　　　平成２７年６月、生徒指導の際、男子生徒に対し不適切な発言をするとともに、胸の上部を押す体罰を行った。本事案以降、当該男子生徒は、遅刻や欠席が増え、結果的に転校するに至った。

ウ　府立高等学校　男性教諭（６２歳）『減給１月』

　　　　平成２８年１１月、授業中に他教科の自習をしていた２名の女子生徒を指導する際、口頭で注意すると同時に、拳骨あるいは手の甲で頭部を叩いた。その結果、１名の女子生徒は、頭皮下血腫の怪我を負った。

　 また、同教諭は、同年９月、生徒の額にボールペンを当てて弾く行為をしたとして、２度にわたり、校長から指導を受けていたにもかかわらず、今回、体罰を行った。

エ　市立中学校　男性教諭（２７歳）『戒告』

平成２８年９月、清掃の指導中、態度が悪かった女子生徒を指導する際、当該女子生徒の左頬を１回叩いた。

また、同教諭は、同年５月、別の女子生徒に対し不適切な指導をしたことについて、校長と教頭から指導を受けていたにもかかわらず、今回、体罰を行った。

　②同僚職員へのわいせつ行為…１件（１名）

　・　府立高等学校　男性教諭（６２歳）『停職３日（停職３月相当）』

平成２９年３月、同僚女性教員に対し、胸を触るなどのわいせつ　行為をした。

③病気休職中の旅行…１件（１名）

・　市立中学校　女性教諭（３２歳）『減給６月』

病気休職中の平成２６年１１月から１２月にかけて、海外旅行をした。

（２）公金公物関係…３件（３名）

①不適正な会計処理…１件（１名）

　・　府立高等学校　男性教諭（５５歳）『停職３月』

　　　　　平成２８年１０月、大阪府産業教育フェアの消耗品費を支出する際、書き換えた領収証を提出し、不適正な会計処理をした。

また、同教諭は、地方公務員法第３８条の規定（営利企業への従事等の制限）に違反し、妻の営む事業に関与していた。

②虚偽の出張届出に係る手当の不正受給等…１件（１名）

・　府立高等学校　男性首席（５５歳）『減給６月』

平成２５年度から平成２７年度にかけて、自身が顧問を務める部活動の付添い旅費について、虚偽の届け出をして旅費を不正に受給した。

また、同部の女子生徒を指導する際、紙のカレンダーで当該女子生徒の頭を叩く、足裏で当該女子生徒の太ももを押すなどの体罰を行った。

③通勤手当の不正受給…１件（１名）

・　府立支援学校　女性教諭（２８歳）『戒告』

公共交通機関（電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、１年１月間、家人の運転する自家用自動車への同乗による通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行…１件（１名）

　　①占有離脱物横領…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（５６歳）『減給６月』

平成２９年２月、勤務時間中であるにもかかわらず、学校に放置されていた自転車で外出し、警察官に職務質問を受けた。

３　府教委の取り組み

　○　平成２９年４月６日の「府立学校新規採用教職員研修」及び同月１３日の「府費負担新規採用教職員研修」において、『教職員の服務規律』の研修を行い、職員の不祥事防止に向けた研修を実施した。

　○　平成２９年４月１２日の「府立学校新任教頭研修」及び同月１４日の「府立学校新任校長研修」においても、職員の不祥事防止に向けた注意喚起を行った。

３－７